

「大正区地域福祉ビジョン」の改定にあたって

大阪市では平成16(2004)年3月に第1期の「大阪市地域福祉計画」が策定され、各区で行動計画(アクションプラン)策定が進められる中、大正区においても、平成18(2006)年3月に第1期アクションプランを策定し、以降、「誰もが安心して暮らせるあたたかい福祉のまちづくり」の取組を進めてきました。

平成24(2012)年12月には、新しい住民自治の実現に向け策定された「市政改革プラン」に基づく「ニア・イズ・ベター」の考えのもと、「大阪市地域福祉推進指針」が策定され、区の特徴に応じた地域福祉の取組を各区で進めていくことになりました。

大正区では、平成29(2017)年3月に「大正区地域福祉ビジョン(取組期間平成29(2017)年度から平成32(2020)年度)」を、令和3年3月に「大正区地域福祉ビジョン Ver.2.0(取組期間令和3(2021)年度から令和6(2024)年度)」を策定し、令和5(2023)年3月にVer.2.1への中見直しを行い、地域福祉の推進に向けた活動を行ってきました。

地域福祉の推進にかかる理念は普遍的なものですが、「大正区地域福祉ビジョン Ver.2.1」の取組期間が経過したことや、令和6年3月に大阪市が「第3期大阪市地域福祉基本計画(取組期間令和6(2024)年度から令和8(2026)年度)」を策定したこと、社会情勢や施策の変化を踏まえながら新たに顕在化している課題にも対応する必要が出てきました。

「大正区地域福祉ビジョン」の位置づけ

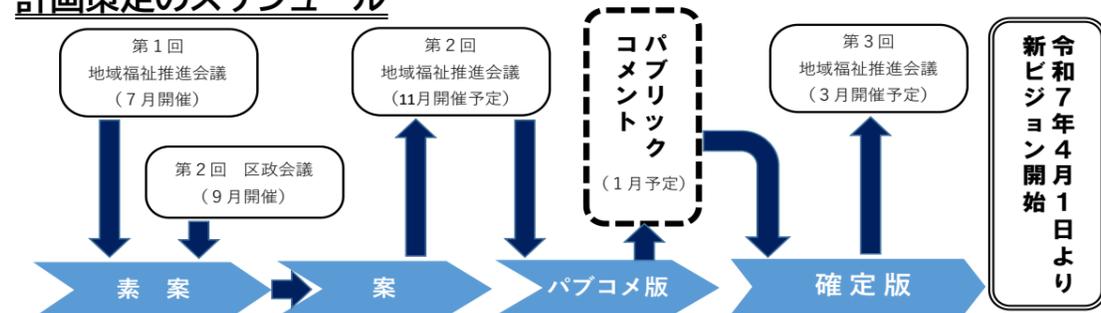
令和5(2023)年4月に策定された「大正区将来ビジョン2025」が示す地域福祉に関する基本理念を踏襲するもので、このビジョンに基づき、すべての区民、団体、事業者、区役所等がそれぞれの役割分担のもと取組を進めていきます。

また、高齢者、障がい者、児童(子育て支援)、健康増進、その他の生活関連分野(人権・防災)等の各分野とも共通した方針や方向性を持つものとして連携を図っていきます。

計画の期間

取組期間については、令和7(2025)年度から令和9(2027)年度までの3年間とします。なお、国の福祉制度などの変更や、住民ニーズ、社会情勢の変化などに応じて見直しを行います。

計画策定のスケジュール



「大正区地域福祉ビジョン(素案)」の構成

第1章

地域福祉ビジョンの改定にあたって

- 1 地域福祉ビジョン改定の背景と位置付け
- 2 「大正区地域福祉ビジョン」の基本理念
- 3 地域福祉ビジョンの進め方

第2章

大正区の地域福祉を取り巻く状況と課題

- 1 統計データから見える大正区の状況
- 2 統計データから見える大正区が抱える地域福祉の課題について

第3章

課題解決に向けた取り組みの方針

- 1 課題解決の方向性について
- 2 重点的に取り組むこと

「大正区地域福祉ビジョン改定(素案)に伴う変更点

～課題解決の方向性～

現 行	改 定 (素案)
～人口の減少や高齢化と地域福祉の担い手を再生～	～地域福祉の担い手の確保～
～未来の担い手を育む～	～安心して子育てできる環境づくり～
～経済的困窮だけではなく生活困窮を支える～	～複合的な課題を抱える生活困窮者を支える～
～災害時に備える～	～災害時に備える～
(新たに追加)	～健康寿命の延伸～

Ver.2.1の重点的な取組

◎日ごろの見守り体制の構築

これまで民生委員・児童委員にのみ提供してきた「要援護者名簿」を地域まちづくり実行委員会をはじめとする団体にも提供していき、より多くの担い手を得ながら要援護者の「日ごろの見守り活動」から「災害時の避難支援」へとつなげ、「おたがいさま」の支え合いが区内の全10地域で取り組めるよう体制を整えていく。
災害発生時のいざという時に、優先度の高い要援護者の避難支援を円滑に行うことができるよう、地域活動団体や関係機関などと協働・連携しながら「個別避難計画」の作成を進める。

◎大正区版ネウボラ

・「就学前子どもサポートネット事業」では、4・5歳児の潜在的な課題を見える化し、リスクを把握するために、「スクリーニング会議」を開催して支援内容を検討し、必要な支援を保護者に伝えて課題解決につなげる。
・令和5年度より「学習・登校サポート事業」を拡充し、不登校の割合が高い中学生を対象に、家庭・学校以外の場である「居場所」を区役所内に設置し、課題を抱える生徒に寄り添った支援を行う。

◎生活困窮者自立支援

・区役所が中心となり周知啓発に努め、相談支援機関同士の「顔の見える関係づくり」を推進し、相互に業務内容への理解を深め、連携・協力し合える関係の構築を進めることで、各支援機関などで取り扱う複合的な課題を有する相談事例については、相談支援機関同士の連携による包括的な支援につなげる。

◎地域福祉課題解決への取組支援

地域が福祉課題の解決に向け、自ら主体的に参加し検討する状態となるよう、地域団体と専門職、区社協、行政など関係する機関がともに話し合うことを区内10地域で進める。

Ver.2.1の取組実績

・令和4年度末までに、区内全10地域と「要援護者名簿」について協定締結。
・各地域に合った方法で、日ごろの見守り活動を具体的に進めるために、地域ごとに説明会等を行い、体制構築を支援。
・令和4年度末において、「要援護者名簿」を活用した日ごろの見守り活動が1地域で構築。「要援護者名簿」との連携を図りながら地域独自の名簿も活用して見守り活動を進めている地域が1地域。
・令和5年度には、その他の地域においても、日ごろの見守り体制の構築に向け支援を行った。

・「就学前子どもサポートネット事業」では、就学前子どもサポートネットスクリーニング会議iiで検討した4・5歳児に対し支援につながった割合が令和3年度～令和5年度の各年度とも100%
・「学習・登校サポート事業」における「居場所」では、支援により、よく外出するようになったと感じる割合が90%、自分の気持ちや感情を表に出すことができるようになったと感じる割合が80%

・生活困窮者自立支援事業の相談受付件数、令和3年度426件、令和4年度375件、令和5年度337件、就労プランを作成したうちの就職率、令和3年度55.6%、令和4年度62.5%、令和5年度74.1%
・生困シェア会議開催回数、令和3年度2回、令和4年度2回、令和5年度7回
・個別会議が必要と判断して1週間以内に1回目を開催できた割合、令和3年度33%。令和4年度100%、令和5年度100%
・1回目の支援検討会議で支援方針を決定する割合、令和3年度（該当会議なし）、令和4年度100%、令和5年度100%

地域団体による自発的な地域福祉課題解決に向けた話し合いの場として、区社協主催の「地域支援会議」に区役所職員も参画することで、地域で実際に活動しておられる住民や様々な活動主体の方と、各地域の福祉課題について共有し、必要な支援を行った。

Ver.3.0の重点的な取組

◎日ごろの見守り体制の構築

引き続き、各地域に「見守り推進員」を配置することで、各地域の実情に見合った方法による見守り体制の構築ができるよう支援し、顔の見える関係づくりやつながりづくりを進める。日頃の見守り活動と、防災の取組との連携・共有等を進め、さらなる地域住民同士のネットワーク強化につなげる。

◎妊娠期から中学生までの切れ目のない支援(大正区版ネウボラ)

令和6年4月より「子ども家庭センター」の運営を開始し、個々の家庭の課題やニーズに応えるために必要なサービスや社会資源を組み合わせ、「サポートプラン」を作成し、関係機関と連携しながら効果的な支援を行う。さらに引き続き「就学前子どもサポートネット事業」や「学習・登校サポート事業」などの取組を実施することにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、個々の子どもや家庭のニーズに応じた切れ目のない一体的な支援を行う。

◎生活困窮者自立支援

様々な相談機関が連携することで、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、受け止めることができる相談体制の構築をめざす。複合的な課題を抱えた家庭については、「生活困窮者支援検討会議」「つながる場」等の会議体を活用するなどして、分野横断的に連携・支援することができるよう、総合的な相談支援体制の充実を図る。

◎地域福祉課題解決への取組支援

地域が福祉課題の解決に向け、自ら主体的に参加し考え検討する状態となるよう、地域まちづくり実行委員会をはじめとする地域団体と専門職、区社協、行政等関係する機関がともに話し合うことを、区社協と連携して区内10地域で進めていく。

◎健康寿命の延伸

大正区民の健康状況について大阪市平均と比べると、男女とも平均寿命も健康寿命も低い状態であるので、区民の生活習慣の改善を促すとともに、特定健診・がん検診の受診勧奨による受診者数の増を図る。また、喫煙率の改善のための取組を行う。
また、広報紙や各種健康講座により、介護予防やがん検診、女性の健康、禁煙、食生活、心の健康など健康に関する情報発信を行い、啓発・事業を実施する。
これらを通じて、区民の健康増進・健康寿命の延伸をめざす。